

千葉県就労準備支援事業実施要綱（令和6年度募集用）

第1 事業の目的

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、生活習慣形成のための指導・訓練、就労の前段階として必要な社会的能力の習得及び就労体験や、一般就労のための就職活動の技法や知識の取得支援等を実施し、一般就労のための基礎能力を身につけることで安定的な就労に就き、生活困窮状態から脱却を図ることを目的として、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき実施する。

第2 実施主体

- 1 千葉県（以下「県」という。）
- 2 県は事業を、第1に定める目的を達成可能な民間事業者に委託することができる。

第3 事業内容

1 支援の対象となる者

県内の町村に居住する者のうち、公共職業安定所における職業紹介、職業訓練（公共職業訓練及び求職者支援訓練）等の雇用支援施策によっては直ちに就労が困難な者であって、次の（1）又は（2）に該当する者を対象とする。

（1）次のア、イいずれにも該当する者

ア 収入要件

事業の利用を申請した日（以下、「申請日」という。）の属する月における申請者（事業の利用を申請した者。以下、同じ。）及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合算額が、「基準額※」と「住宅扶助基準に基づく額※」との合算額以下であること。

イ 資産要件

申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額の6倍以下であること。

（2）（1）に該当する者に準ずる者として次のアからウのいずれかに該当する者

ア （1）のア又はイに規定する額のうち把握することが困難なものがあること。

イ （1）に該当しない者であって、（1）のア又はイに該当する者となるおそれ

があること。

ウ 千葉県健康福祉部健康福祉指導課が本事業による支援が必要であると認める者であること。

注：（１）の「基準額」及び「住宅扶助基準に基づく額」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第4条第1号で規定する次の額のことをいう。

「基準額」 申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を1.2で除して得た額、をいう。

「住宅扶助基準に基づく額」 昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額、をいう。

2 支援の内容

（１）支援する期間

1年を超えない期間とする。

なお、就労準備支援事業の利用終了後も一般就労につながらなかったケース等で、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときは、支援を延長できる。

（２）開設期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（３）開設日数等

原則として、圏域ごとに以下の日数とし、1日7時間以上開設する。

- ・印旛、山武、長生圏域 週4日以上
- ・香取、夷隅圏域 週2日以上
- ・安房圏域 週1日以上

（４）定員

15名程度を上限とする。

第4 人員配置

1 就労準備支援担当者

雇用による就労が著しく困難な生活困窮者の支援に従事する職員を1名以上置く

こと。

2 責任者

常勤の責任者を置くこと。（就労準備支援担当者との兼務も可能である。）

第5 関係機関等との連携について

事業の実施に当たっては、第3の1に定める対象者の支援を行うために、関係する行政機関及び民間団体等と連携を図らなければならない。

第6 計画の策定

- (1) 事業の実施に当たっては、「(第1号様式) 千葉県就労準備支援事業業務委託実施計画書」(以下「計画書」という。)により、あらかじめ支援の方針を定めること。
- (2) 利用者への支援を開始したときは、計画書とは別に、計画書を踏まえた「(第2号様式) 就労準備支援プログラム」を個人ごとに作成すること。

第7 守秘義務等

- 1 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 2 受託者は、公平かつ適切にその業務を遂行しなければならない。

附則

この要綱は、令和6年2月6日から施行する。